

基本目標1：健やかに暮らす（仮）

## 施策1 子育て・子育て支援～安心して子育てができる環境をつくります～

### 現状と課題【子育て支援課、こども課】

- 少子高齢社会が進む中で、子育て世帯が定住したくなる魅力的な子育て環境をつくるのが地域の持続的発展に不可欠です。
- 児童扶養手当受給者の所得状況等からひとり親家庭の経済的自立が図られているとは言い難く、手当支給等の生活支援だけでなく、子育てと就労の両立を図るための、将来的な経済的自立に向けた支援の充実が求められています。
- 待機児童<sup>※1</sup>ゼロを目指して引き続き施設整備を進めていますが、女性就労率の上昇等に伴い、3歳未満児の量的な保育ニーズはますます増加しているとともに、就労形態の多様化に伴い、保育ニーズ及び放課後児童健全育成事業のニーズの多様化が進んでいることから、ニーズの変化を踏まえて各種サービスの充実を図る必要があります。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育ての担い手の家庭や地域社会での孤立が顕著になっていることから、地域全体で子どもたちの健全育成に携わることができるような環境づくりと、親の子育てに対する不安の解消や児童虐待の早期発見に向けて、関係機関との連携体制を更に強化する必要があります。
- 設備の老朽化が進む保育園及び放課後児童健全育成事業などの施設については、計画的な改修や修繕を進め、施設の新設や運営に当たり、民間の活力を活かす検討が必要です。
- 居所不明児童の追跡調査や相談が継続されるよう、相談者に対し積極的にアプローチするとともに、更なる関係機関との連携強化を図る必要があります。
- 対面や電話相談の利用が少ない子どもや若い子育て世代に対して、SNSの活用等利用しやすい相談体制を整える必要があります。
- 妊娠・出産・育児に伴う身体的・精神的・経済的負担は大きく、また孤立しやすいことから、医療機関等関係機関との連携を強化し、妊娠期からの支援が必要です。

### 施策が目標とするまちの姿【子育て支援課、こども課】

- ◇ 子どもを安心して生み育てられる地域環境になっています。
- ◇ すべての子どもが心も身体も健やかに育っています。
- ◇ 子どもがいきいきと育つことを地域全体で支えあっています。

## 主要施策

<p><b>①子育て家庭に対する支援【子育て支援課、こども課、健康課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども及びその保護者が適切な支援やサービスを受けられるようにするための、子育て支援情報の提供を充実します。</li> <li>●関係機関と連携し、子育ての不安や悩みに対応できる相談体制の充実を図ります。</li> <li>●ひとり親家庭等の経済的負担の軽減や解消、自立を推進するため、支援を進めます。</li> <li>●発達に心配のある児童とその保護者に対し、療育や計画相談等の支援を実施します。</li> <li>●多胎児を持つ家庭に対し、情報提供や交流の場、育児支援を充実します。</li> <li>●育児放棄等のリスクや子育ての孤立化を回避するため、リフレッシュを目的にした一時保育事業の拡充に努めます。</li> </ul>	
<p><b>主な取組</b></p>	<p>○子育て世代包括支援センター(ひよこテラス)、○子育て支援センター、○養育支援訪問、○ひとり親等日常生活支援、○家庭相談員等による子育て相談、○特定子ども・子育て支援に係る補給付事業、○障害者福祉センター、○相談支援事業、○通所サービス(障害児通所支援)、○子育てアプリ、○ファミリーサポートセンター事業、○児童手当等の各種手当、○学習支援事業、○SNS等を活用した相談体制の構築、○多胎児支援事業</p>
<p><b>②安心して地域で子育てができる環境づくり【子育て支援課、健康課、福祉会館、道路建設課、学校教育課、防災交通課、基幹施設整備課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て世代が安心して地域で生活できるよう、歩道、自転車道の整備や通学路の安全施設、防犯灯、防犯カメラ等の設置を進めます。</li> <li>●子育て支援センターや児童館などの地域の子育て拠点のさらなる周知、啓発を図り、子育て期までの交流・情報収集の場として、幅広い支援を実施します。</li> <li>●道の駅の整備を進め、子育て中の親子が自由に過ごせる屋内施設や公園、広場、交流・情報収集の場を提供することにより、子育て支援の充実を図ります。【総合戦略】</li> <li>●子育て世代が集い、憩える公園の整備について検討します。</li> </ul>	
<p><b>主な取組</b></p>	<p>○通学路交通安全プログラム整備事業、○親子教室、ひよっこひろば、子どもまつり、○防犯灯、防犯カメラ設置、○青パト、防犯、交通安全資材貸与、○防犯カメラ設置費等補助、○子育て世代包括支援センター(ひよこテラス)、○子育て支援センター、○道の駅整備事業</p>
<p><b>③子育てと社会参加の両立支援【こども課、子育て支援課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●官民のベストバランスにより、保育サービスの量・質の確保に努めます。</li> <li>●すべての子どもが質の高い幼児教育や保育が受けられるように公立保育園はもとより、私立保育園や認定こども園等の民間保育施設の充実と相互連携を進めます。</li> <li>●仕事と子育ての両立を支援するために、小学生の放課後の居場所づくり(放課後子ども総合プラン及び民間放課後児童クラブ)の充実を図ります。</li> <li>●障害を有する子どもの成長を支援するために、障害児保育や障害児と健常児がともに育ちあえる統合保育を引き続き実施します。</li> <li>●保育園及び放課後児童健全育成事業などの施設を安心して利用できるように、老朽化施設の大規模修繕を行うとともに、建替え等、施設の再整備に向け検討を進めます。</li> <li>●就労の形態に合わせて選べるよう、保育サービスの質的拡大を図ります(夜間早朝延長保育、休日祝日保育、在宅保育や駅前保育所の設置など)。</li> </ul>	
<p><b>主な取組</b></p>	<p>○3歳未満児保育の拡大、○病児保育、○一時預かり事業、○休日保育等、○放課後子ども総合プラン、○民間放課後児童クラブ</p>

<b>④親と子の学びと育ちの促進【子育て支援課】</b>	
●未来をつくる子ども条例の普及・啓発を行い、子どもの権利や子どもの参画を推進します。	
主な取組	○子ども条例の啓発、○青少年健全育成事業の充実
<b>⑤要保護児童等に対する総合的な支援【子育て支援課】【生涯学習課】</b>	
●虐待が疑われる場合の通報義務や通告先の周知に努めます。	
●青少年の健全育成を図るために、学校、生涯学習団体、ボランティア団体などの関係団体と連携を図り、地域ぐるみのネットワークを形成します。	
主な取組	○要保護児童対策地域協議会、○子ども家庭総合支援拠点の設置、○権利擁護委員への相談・救済の申立て、○家庭相談員等による子育て相談、○子育て短期支援事業
<b>⑥母子の健康づくりの支援【健康課、子育て支援課】</b>	
●妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援体制を整えます。	
●妊娠期から子育て期までの知識の啓発や相談、教室等を行い、孤立することなく、安心して出産・子育てできる体制を整えます。	
●妊婦・乳幼児の健診を実施し、母子の健康管理及び疾病や障害の早期発見に努めます。	
●乳幼児健診や家庭訪問の機会に子育て環境を把握し、特に支援が必要な家庭に対し関係機関と連携し児童虐待の防止に努めます。	
●心身の不調や育児不安が強い産婦や子育て中の保護者に対して、安心して子育てができる支援体制の充実を図ります。	
●不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減することで、子どもを生み育てやすい環境づくりを行います。	
主な取組	○子育て世代包括支援センター(ひよこテラス)、○産後ケア事業、○保育園入園前健診、○保育園定期健診、○保育園歯科健診、○親子通園事業

### 施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019年度)	目標値	
			2025年度	2030年度
基本指標	安心して子育てできる環境であると感じる市民の割合(%)	□□%	□□%	□□%
	子育てに対する支援についての満足度(%)	□□%	□□%	□□%
	乳幼児や児童に対する福祉サービスについての満足度(%)	□□%	□□%	□□%
個別指標	3歳未満児の保育所待機児童数	□□人	□□人	□□人

## 協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
<p>○子どもの心や身体の健康に配慮し子どもを育てます。</p> <p>○身近な子どもや子育て家庭に声掛けを行うなど社会全体で子どもを守り、育てるという意識を持ち、行動します。</p>	<p>○地域団体やNPO等の市民活動団体、教育・保育等の事業者は、連携して子育てを支援し、子どもの成長を見守ります。</p> <p>○企業は、仕事と子育てが両立できる働き方ができるように努めます。</p> <p>○子育てをする家庭を地域*地縁型コミュニティで見守り、寄り添います。</p>

## 関連する計画・条例

- 第二期日進市子ども・子育て支援事業計画
- 第2次いきいき健康プランにっしん21(平成26年度から令和5年度)
- 日進市未来をつくる子ども条例
- 日進市公立保育施設再整備計画(令和2年度策定予定)
- 日進市道の駅基本計画

## 掲載予定のデータ・グラフのタイトル

児童数の推移(少子化の影響をデータで示す)

保育施設の拡充の推移(5次の間にどの程度保育定員を拡充したかを可視化)

## 用語の解説

※1 待機児童:保育を必要とする保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしたものの、定員を超える応募があったこと等から入所待ちをしている(待機)状態の児童。

## 当該施策に該当するSDGs(持続可能な開発目標)17の目標



基本目標1：健やかに暮らす（仮）

## 施策2 高齢者福祉・介護保険

～高齢者がいつまでも元気で安心して暮らせるよう支援します～

### 現状と課題【地域福祉課、介護福祉課】

- 本市の高齢者人口・高齢化率はともに増加しています。団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年が控える中、今後も高齢者人口・高齢化率は増加していきます。
- 高齢化社会の中で、住み慣れた地域で、自分の有する能力に応じて自分らしく暮らしていけるように、生きがいづくりや社会参加を支援する仕組みが必要です。
- 高齢者人口の増加、高齢化率の上昇により、単身高齢者世帯・高齢者のみの世帯の増加が予測され、地域における見守り体制や支え合い体制の構築及び自立した生活のための福祉サービスの実施が必要です。
- 後期高齢者を中心とした高齢者の増加に伴い、要介護等認定者の増加が予測され、介護予防の取り組みが一層必要となっています。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めていくことが求められています。さらに、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年も見据えつつ、長期的な視野から本市の実情に合った取組を進める必要があります。
- 認知症になる人の増加も予測されており、認知症の早期発見、認知症になった人及びその介護者を支える仕組みづくりが必要です。また、認知症になっても地域で暮らしていけるように、地域住民の認知症への理解促進や、地域での支え合い体制の構築が必要です。
- 人生の終末期における本人の意思決定を支援する取組が求められています。
- ロコモティブシンドローム<sup>※1</sup>等予防のための運動機能向上や高齢者の健康維持、増進のための対策の継続、地域での健康づくりの支援の強化が必要ですが、講師等指導者の確保が課題です。

### 施策が目標とするまちの姿【地域福祉課、介護福祉課】

- ◇高齢者が、住み慣れた身近な地域で自分らしく安心して暮らしています。
- ◇介護の必要な人が、必要な介護サービスを受けることができます。

## 主要施策

<b>①社会参加・生きがいづくりの促進【地域福祉課】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労や社会参加の場等の機会の創出と情報提供を充実し、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援します。</li> <li>●サービスの受け手ではなく、地域や社会を支える担い手としての高齢者の活動を支援します。</li> </ul>	
<b>主な取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老人クラブ、○シルバー人材センター、○つどいの場<sup>*2</sup>、○にっしんおたっしやボランティア事業、</li> </ul>
<b>②健康づくり・介護予防の充実【地域福祉課、健康課、介護福祉課、福祉会館、保険年金課】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の健康課題に関する知識の普及啓発に努めます。</li> <li>●高齢者自らが健康づくりに取り組み、地域、団体、行政がつながりを深めて互いにサポートしていくことにより、健康寿命の延伸を図ります。</li> <li>●後期高齢者医療健診結果を基に、生活習慣病とともにフレイル状態<sup>*3</sup>を把握し、関係課及び医療機関等と連携を図り介護予防に努めます。</li> <li>●高齢者が身近な場所で交流し、生きがいを持って過ごせるよう、高齢者を対象とした生きがいづくり等の事業を実施します。</li> <li>●ロコモティブシンドローム<sup>*3</sup> 予防のための運動機能向上や高齢者の健康維持・増進のため、年齢や身体の状態に合わせて運動ができるよう、地域サロン等でのにっしん体操、ヘルピーストレッチの普及を行います。</li> <li>●加齢による心身の活力の低下等を防止するため、老人クラブや出前講座等で「フレイル」や「口腔ケア」についての健康教育を行います。</li> <li>●地域における住民の主体的な介護予防の取組を支援します。</li> </ul>	
<b>主な取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康講演会</li> <li>○地域サロンやコミュニティサロン、老人クラブ等で健康に関する講話や体操、健康相談の実施</li> <li>○一般介護予防事業<sup>*4</sup></li> <li>○にっしん体操普及事業</li> <li>○後期高齢者医療健診</li> <li>○コミュニティサロン、おたっしやハウス</li> </ul>
<b>③住み慣れた身近な地域で暮らすための支援の充実【介護福祉課、地域福祉課】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり暮らしなど支援が必要な高齢者が在宅で自立した生活ができるように、高齢福祉サービスを実施します。</li> <li>●医療と介護の両方を必要とする高齢者に、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるよう、関係機関の連携を推進します。</li> <li>●認知症の人が住み慣れた地域で暮らしていけるための仕組みづくりに取り組みます。</li> <li>●地域住民・各種団体・NPO・民間事業者等が連携した地域の見守り・支え合い体制づくりを支援します。</li> <li>●福祉有償運送・住民主体の互助による輸送といった支え合いによる移動支援を支援します。</li> </ul>	
<b>主な取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅医療・介護連携支援センター</li> <li>○在宅医療・介護連携システム(健やかになっしん・ヘルピーネット)</li> <li>○生活支援体制整備事業</li> <li>○認知症初期集中支援チーム、○認知症カフェ、○認知症サポーター養成</li> <li>○配食サービス、エコサポート、認知症GPSサービスなど</li> <li>○シルバースクール</li> </ul>

**④介護保険サービスの充実【介護福祉課、地域福祉課】**

- 住み慣れた身近な地域で必要な介護サービスが受けられるように、基盤整備とサービスの質の確保を行います。
- 介護保険制度の適正な運用を行います。
- 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防サービスの充実を図ります。

<b>主な取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域密着型サービスの充実、介護サービス事業者を対象とした広域的な指導監督</li> <li>○ 介護給付の適正化</li> <li>○ 介護予防・日常生活支援サービス事業<sup>*5</sup></li> </ul>
-------------	--

**施策の進捗をあらわすモノサシ**

指標		現状値 (2019年度)	目標値	
			2025年度	2030年度
基本指標	高齢者福祉サービスに対する満足度(%)	□□%	□□%	□□%
	生きがいを感じている高齢者の割合(%)	□□%	□□%	□□%
	市内で介護が必要となったとき、必要な介護サービスを受けることができると感じている市民の割合(%)	□□%	□□%	□□%
個別指標	各種サロン、老人クラブ等の地域の集まりにおいて、健康教育や健康相談に参加した人数	□□人	□□人	□□人
	後期高齢者健診受診率	□□%	□□%	□□%
	高齢福祉サービス利用者数	□□人	□□人	□□人

**協働の考え方**

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出すよう努めます。</li> <li>○ 市民は、生涯を住み慣れた身近な地域で健康に生活できるよう、地域のコミュニティに参加し、健康づくりに心がけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域団体、NPO、ボランティア、民間企業等は地域における支え合い体制づくりの構築のため、互いに連携・協力するように努めます。</li> <li>○ 地域団体やNPO等の市民活動団体は、高齢者が生涯住み慣れた身近な地域で健康に生活ができるよう、地域のつどいの場等を提供し、高齢者の社会参加を促すよう努めます。</li> </ul>

## 関連する計画・条例

- につしん高齢者ゆめプラン(日進市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)
- につしん生涯学習4Wプラン
- 第2次いきいき健康プランにつしん21(平成26年度から令和5年度)

## 掲載予定のデータ・グラフのタイトル

- 人口推計と高齢化率,につしん高齢者ゆめプラン,(令和〇年)
- 要支援・要介護認定者数の推移,につしん高齢者ゆめプラン,(令和〇年)

## 用語の解説

- ※1 ロコモティブシンドローム:運動器の衰え・障害(加齢や生活習慣が原因と言われる)によって、要介護になるリスクが高まる状態。
- ※2 つどいの場:地域の方が気軽に集まることができる、市民が主体的に運営する場所。「ふれあい・いきいきサロン」「ほっとカフェ」「ぶらっとホーム」など、様々な形で運営されています。
- ※3 フレイル状態:加齢に伴い気力や体力など心身の活力が低下した、健康と要介護状態の間のような状態。放置した場合介護が必要となる危険性が高い。
- ※4 一般介護予防事業:介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業の仕組みの一つ。介護保険制度の第1号被保険者全ての人を対象に、介護予防活動の普及啓発や地域における介護予防活動の支援などを実施する事業。
- ※5 介護予防・生活支援サービス事業:介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業の仕組みの一つ。要支援認定者やチェックリスト該当者を対象に、訪問・通所型のサービス等を実施する事業。

## 当該施策に該当するSDGs(持続可能な開発目標)17の目標



基本目標1：健やかに暮らす（仮）

### 施策3 障害者・障害児福祉～障害者福祉の充実を図ります～

#### 現状と課題【地域福祉課、介護福祉課、子育て支援課】

- 本市において障害者手帳を所持している人は、総人口の増加率以上の割合で増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳保持者の増加率は、他の障害者手帳所持者に比べ高くなっています。
- 障害のある人が住み慣れたまちで安心して自分らしい暮らしができるように、さらなる体制整備を進めるとともに、高齢者福祉制度の「地域包括ケアシステム」の考え方を普遍化し、「地域共生社会」の実現を進めていく必要があります。
- 平成24年4月に日進市障害者福祉センターを開設し、障害の種別・年齢に関わらない、ライフステージを通して一貫した支援に取り組んでいます。
- また、平成23年10月に、尾張東部5市1町の共同で「尾張東部成年後見センター（現：尾張東部権利擁護支援センター）」を開設し、成年後見制度の推進に取り組んでいます。
- 地域における自由な移動手段は、障害のある人の社会参加や、施設等に入所している人が地域生活に移行する<sup>\*1</sup>際に必要であり、ニーズとしても高いことから、法定サービス外の移動・外出支援の充実が求められています。
- 乳幼児期において障害をできるだけ早期に発見し、早期に適切な療育を受けられるように、支援体制を強化していく必要があります。
- 「地域共生社会」の形成に向けて、すべての子どもが共に学び、共に育つ環境づくりを目指し、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育<sup>\*2</sup>を推進する必要があります。
- 医療的なケアが必要な児童<sup>\*3</sup>が身近な地域で必要な支援が受けられるように、総合的な支援体制を構築していく必要があります。
- 障害のある人の自立と社会参加を進めるため、福祉的就労や一般就労などにより就労機会の拡大を図る必要があります。
- 平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されており、障害へのさらなる理解促進を図る必要があります。

#### 施策が目標とするまちの姿【地域福祉課、介護福祉課、子育て支援課】

- ◇障害のある人が住み慣れた地域で、家族や仲間とともに安心して暮らしています。
- ◇障害のある人が自分らしい生き方を選択し、別け隔てなく自立した暮らしを送っています。

## 主要施策

### ①障害者(児)の生活支援の充実【介護福祉課、子育て支援課、地域福祉課】

- 障害のある人に必要なサービスが提供されるよう、サービスの見込量とそれを確保するための方策を定めた障害福祉計画・障害児福祉計画を定期的に見直します。
- 身近な地域で障害福祉サービス<sup>\*4</sup>等が利用できるよう、サービス基盤の確保に努めます。
- 障害のある人が、地域で日常生活を送ることができるよう、当事者等の意見を踏まえて、既存事業を見直しながら、地域の実情に応じた地域生活支援事業<sup>\*5</sup>を実施します。また、必要なサービスを継続的に提供できるよう、サービス提供従事者等の人材を養成し、活用を図ります。
- 市独自の障害福祉事業を実施し、障害のある人の地域生活を支援します。
- 必要な支援やサービスを得られるよう、障害福祉に関する各種制度について周知を図ります。

<b>主な取組</b>	○障害福祉計画・障害児福祉計画策定、○障害福祉サービスの提供、○相談支援、○地域生活支援事業、○障害者共同生活援助事業費補助、○重症心身障害児・者短期入所利用支援費支給事業、○障害者扶助料の支給、○障害者タクシー料金助成事業、○障害者紙おむつ助成金、○障害福祉ガイドブックの発行
-------------	---

### ②療育や特別支援教育の充実【子育て支援課、健康課、介護福祉課、こども課、学校教育課、教育総務課】

- 乳幼児期における障害の早期発見のため、乳幼児健診・相談体制を整え、障害の早期発見に努めるとともに、関係機関が連携し、適切な相談、指導などの支援を行います。
- 障害のある子どもが、地域で生活するために必要なサービスを利用できるよう、サービスの供給体制の充実を図ります。また、保護者の負担を軽減するため、安定的かつ継続的に相談支援ができる体制を整備します。
- 適切な就学先を選択できるように、就学相談を実施します。
- 特別な支援を必要とする児童生徒の教育を支援するため、小中学校に特別支援学級講師、学級支援介助員を配置します。
- 障害のある子ども等が地域の保育園や学校等に通園通学できるように、施設環境を整備します。
- 医療的ケアが必要な児童が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、保育園や学校等に看護師等を配置するなど、支援体制を構築します。

<b>主な取組</b>	○通所サービスの提供、○児童発達支援センター、○計画相談支援等推進事業費
-------------	--------------------------------------

### ③自立と社会参加の支援【地域福祉課、人事課、介護福祉課】

- 障害のある人の雇用の促進等に関する法律や雇用に関する助成制度等の周知に努めます。さらに、NPOや障害者団体等が福祉的就労事業を展開するために必要な支援を進めます。
- 専門機関や民間企業等と連携し、障害のある方の就労支援を図ります。
- 市においても職員採用試験において、障害者のみが受験できる専用の区分を設けることにより、障害者の採用を推進します。
- 市は事業者として、障害者である職員が、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮し、活躍できる職場形成の推進を図ります。
- 障害のある人の移動・外出を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。

主な取組	○障害者タクシー料金助成事業、○移動支援事業※6 ○チャレンジ雇用、○優先調達、○就労・生活総合支援コーディネーター、○レクリエーション文化活動等対策事業、○障害者専用の職員採用試験
<b>④障害に対する理解促進、権利擁護等の推進【地域福祉課、介護福祉課、子育て支援課】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●尾張東部権利擁護支援センターや障害者相談支援センターなどの関係機関と支援者に関する情報を共有化し、連携して支援します。</li> <li>●日常生活を支えるため、必要に応じて成年後見等の制度を活用します。また、成年後見制度の周知に努めます。</li> <li>●障害に対する理解促進や差別解消のための周知啓発を行います。</li> </ul>	
主な取組	○福祉実践教室、○成年後見利用支援事業、○障害者差別解消法研修、○虐待防止ネットワーク会議、○障害者虐待防止センター、○ヘルプマーク・ヘルプカード

### 施策の進捗をあらわすモノサシ

指標	現状値 (2019年度)	目標値		
		2025年度	2030年度	
基本指標	障害者(児)福祉サービスに対する満足度(%)	□□%	□□%	□□%
	障害のある人が社会参加できるまちだと思える市民の割合(%)	□□%	□□%	□□%
個別指標	障害福祉サービス等事業所の数	□□カ所	□□カ所	□□カ所
	就労系サービスの利用者数	□□人	□□人	□□人

## 協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
○障害に対する理解を深め、心のバリアフリーの推進に努めます。	○地域団体、NPO、ボランティア、事業所等は地域における支え合い体制づくりの構築のため、互いに連携・協力するように努めます。

## 関連する計画・条例

- 第3次日進市障害者基本計画
- 第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画(令和3年度～令和5年度)
- 日進市障害者活躍推進計画
- 第2次いきいき健康プランにつしん21(平成26年度から令和5年度)
- 第二期子ども・子育て支援事業計画(令和2年度から令和6年度)
- 日進市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

## 掲載予定のデータ・グラフのタイトル

- 障害者手帳交付者数の推移、身体障害者手帳交付状況台帳、療育手帳記録簿、精神障害者保健福祉手帳交付等状況台帳,(H26～R1)
- 日進市障害者活躍推進計画,(R2～)

## 用語の解説

- ※1 地域移行:障害者支援施設等に入所、または精神科病院に入院している人等が地域における生活に移行すること
- ※2 インクルーシブ教育:障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けること
- ※3 医療的なケアが必要な児童(医療ケア児):日常生活において、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児のこと。
- ※4 障害福祉サービス:障害者総合支援法における自立支援給付のサービスのことをいう。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、及び就労定着支援がある。
- ※5 地域生活支援事業:障害者総合支援法によって法定化された事業。障害のある人等の能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するもの。相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業等、市町村が必ず実施しなければならない事業が

ある。

- ※6 移動支援事業:障害者総合支援法に規定された地域生活支援事業の必須事業の一つ。屋外での移動が困難な障害のある人等に対して外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

### 当該施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



基本目標1：健やかに暮らす（仮）

## 施策4 地域福祉

～地域共生社会の実現を目指し、地域での支え合い、助け合いを進めます。～

### 現状と課題【地域福祉課】

- 本市では、社会福祉法の理念に基づき、平成17年に「日進市地域福祉計画」を策定し、その後、平成27年に社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定した第2次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画「にっしん幸せまちづくりプラン（計画期間：平成27年度～令和6年度）」に基づき地域福祉に関する様々な取組を進めてきました。
- 近年、就労形態の多様化や生活様式の変化など社会環境の変化に伴い、地域のつながりの希薄化、地域の助け合い（相互扶助）機能の低下が懸念されています。その一方で、高齢化や核家族化（高齢夫婦世帯、高齢世帯などの増加）などが進んでおり、子育てと親の介護のダブルケアやニートやひきこもりの増加と高齢化が相まった8050問題、子どもの貧困など同一世帯に複合的な生活課題を抱えていたり、制度のはざまに陥って必要なサービスにアクセスできないよう世帯へ丸ごと対応していくことが求められるようになってきています。
- 高齢化や共働きなどの影響により、地域福祉を担ってきた既存団体においても、リーダーや担い手の不足が懸念されます。
- 本市の地域内においても、若い世代の多い世帯や高齢化が進む世帯など地域性は様々であり、地域の実情にあった地域の支え合いが必要です。
- 地域課題が複雑多様化するなか、行政による画一的な福祉サービスのみでなく、地域住民・各種団体・NPO等が協働して、地域の支え合い体制の構築を進める必要があります。
- 地域共生社会<sup>\*1</sup>の考えを踏まえ、市や専門機関等における分野横断的な連携及びその体制づくりや、「支え手」「受け手」という関係を超えた地域福祉への参画を目指す必要があります。

### 施策が目標とするまちの姿【地域福祉課】

◇市民一人ひとりがお互いの暮らしを尊重し、支え合える地域になっています。

◇だれもが安心して暮らし続けられる地域になっています。

### 主要施策

#### ①地域福祉意識の向上【地域福祉課】

- 相互扶助や地域内連携等、市民の地域福祉活動に対する意識・関心の向上及び必要性の周知を図るため、広く地域福祉に関する周知啓発活動が行われるように支援します。

<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの頃から福祉に対する理解を深めるための周知啓発活動を支援します。</li> <li>●情報共有による新たな活動展開と活動の効率化を図るため、NPOや地域で活動する個人や団体、学生ボランティア等の交流を促進し、活動の啓発を支援していきます。</li> </ul>	
<b>主な取組</b>	○地域支え合い円卓会議、○福祉実践教室、○健康・福祉フェスティバル
<b>②地域福祉活動の充実・支援【地域福祉課】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民・各種団体・NPO・事業者等による協力・連携を支援します。</li> <li>●地域における支え合いに取り組む協働組織等の立ち上げや活動を支援します。</li> <li>●地域をつなぐ横断的な地域福祉体制づくりを支援します。</li> <li>●地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉協議会の活動を支援します。</li> </ul>	
<b>主な取組</b>	○第1層協議体 <sup>※2</sup> 、○第2層協議体 <sup>※3</sup> 、○生活支援コーディネーター <sup>※4</sup> 、○CSW <sup>※5</sup> 、○協働組織(地域たすけあい会議・福祉まちづくり協議会)への支援、○ボランティア養成講座への支援、○社会福祉協議会への支援、○中央福祉センターの運営
<b>③高齢者や障害者等の安心な地域生活の確保【地域福祉課、防災交通課、介護福祉課、子育て支援課】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域による見守り体制の構築を支援します。</li> <li>●地域における支え合い体制の構築を支援します。</li> <li>●複合的な福祉課題に対し、関係部署・関係機関が連携協力して対応する福祉総合相談体制を構築します。</li> <li>●認知症のある人や障害のある人の日常生活を支えるため、成年後見制度の利用促進を図ります。</li> <li>●地域による防災・防犯活動の支援を行います。</li> <li>●災害時における地域での災害時要援護者<sup>※6</sup>の援護活動が円滑に行われるようにするため、災害時要援護者地域支援制度登録者一覧表を整備し、地域と協力しながら行動計画書を作製し、地域の支援体制を整えます。</li> <li>●地域の安全を確保するため、施設整備を行います。</li> </ul>	
<b>主な取組</b>	○災害時要援護者地域支援制度の周知による登録の促進 ○高齢者ひとりぐらし台帳 ○認知症やさしい手ネット制度、○認知症等高齢者地域搜索訓練、○成年後見制度利用支援事業、○尾張東部権利擁護支援センター運営事業 ○交通安全教室、防犯教室の開催 ○防犯灯、防犯カメラ設置 ○青パト、防犯、交通安全資材貸与 ○防犯カメラ設置費等補助
<b>④地域福祉活動拠点の充実【福祉会館、地域福祉課】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域において市民が気軽に集える場を確保するため、つどいの場<sup>※7</sup>等の設置及び運営の支援を行います。</li> <li>●福祉会館が市民の身近な福祉の活動拠点として活用できるよう、福祉会館の現状と今後の役割を整理して利用者が快適に利用できるように、管理・運営体制の充実に努めます。</li> </ul>	
<b>主な取組</b>	○つどいの場の設置運営支援 ○福祉会館再整備

## 施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019年度)	目標値	
			2025年度	2030年度
基本指標	地域が支え合って暮らしていると思う市民の割合(%)	□□%	□□%	□□%
	地域福祉活動へ参加したことがある市民の割合(%)	□□%	□□%	□□%
個別指標	地域福祉を推進する協働組織の数	□□か所	□□か所	□□か所
	つどいの場の数	□□か所	□□か所	□□か所
	福祉会館の利用者数	□□人	□□人	□□人
	災害時要援護者の登録者数(人)	□□人	□□人	□□人

## 協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
<p>○地域共生社会の考え方を意識して、地域課題を共有し、課題解決に協力します。</p> <p>○困りごとを抱えず誰かに相談します。また、地域の困りごとを相談機関等につなぐ意識を持ちます。</p>	<p>○地域課題の把握に努め、課題解決に向けて協力します。</p>

## 関連する計画・条例

- にっしん幸せまちづくりプラン

## 掲載予定のデータ・グラフのタイトル

○

## 用語の解説

- ※1 地域共生社会：制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
- ※2 第1層協議体：協議体とは、地域の多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を進めるため、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置するもので、第1層協議体は市全域に

おける地域課題について話し合う場

- ※3 第2層協議体：市内を3圏域(西部・中部・東部)に分けて、各圏域における地域課題について話し合う場
- ※4 生活支援コーディネーター：生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発を行う人材のこと。
- ※5 CSW：コミュニティソーシャルワーカーの略。地域において支援を必要とする人の援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して、支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりするコーディネートを行う専門職。
- ※6 災害時要援護者：災害から身を守るため安全な場所に避難するなど、一連の防災行動をとる必要がある際に、支援を必要とする人
- ※7 つどいの場：誰もが気軽に集まることができ、歩いて行ける地域にあり、市民が主体的に運営している、地域の小さな交流拠点。

## 当該施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



基本目標1：健やかに暮らす（仮）

## 施策5 健康づくり～病気を予防し、健康な心と体づくりを支援します～

### 現状と課題【健康課】

- 本市の平均寿命は、男性が82.1歳、女性が87.8歳と男女ともに全国及び愛知県より長く県内では第1位（平成27年市区町村別生命表<sup>\*1</sup>）となっています。市民が住み慣れた地域で健康に安心して暮らすため、引き続き健康づくりのための様々な施策が求められます。
- 本市では平成27年1月に「健やかにつしん宣言」を行い、「予防」をキーワードとして、市民・地域・団体・行政が協働して健康づくりを進めています。
- 生活習慣病を原因とする死亡は、全体の約3分の1にものぼると推計されています。市民が日常生活の中で健康を意識し、また定期的な健診やその結果に基づいた指導を受ける意識付けを行う予防活動が重要となっています。
- 無関心層をはじめ市民が健康づくりに目を向け、健康づくりに取り組み、また継続するために、健康に関する知識の普及啓発の他、家族・地域・行政や働く世代が長時間過ごす職域などがつながりを深め支援していく環境が必要です。
- 男性の肥満の増加や若い世代の女性のやせの増加、低栄養傾向<sup>\*2</sup>の高齢者の割合が減少していないため、市民が、適切な生活習慣や体重管理に関する正確な情報提供と望ましい生活習慣の定着につながる支援が重要です。
- 朝食を週に3回以上抜くなど不規則な食生活をする市民が増加しているため、種団体、企業、大学等と連携し、日進市食育推進計画を踏まえた食の大切さについての周知啓発を行う体制づくりが必要です。
- 生活習慣病や認知症予防などに効果があるご当地体操「につしん体操」は、子どもや高齢者を中心に実践されていますが、若年層や働く世代は実施する機会が少ないため、世代を問わず実践できるよう、体操スポットの充実が必要です。
- 健康維持、増進のための対策の継続、地域での健康づくりの支援の強化が必要ですが、講師等指導者の確保が課題です。
- 国は、がんの早期発見と早期治療のために、がん検診の受診率を50%以上とすることを目標の一つとしています。本市においてもこの目標を達成するための取組を展開することが重要です。
- 歯と口腔の健康は、食事や会話を楽しむなどの生活の質の向上のほか、生活習慣病の予防等全身の健康の保持増進にも重要な役割を果たしています。市民が自ら進んで歯科疾患の予防等歯と口腔の健康を保持するとともに、市全体で歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施していく必要があります。
- 働く世代や高齢者のこころの病は年々増加傾向です。本人や周囲の人がこころの健康についての知識を深め、相談ができるような普及啓発とこころの健康づくりのサポート体制が必要とされています。

### 施策が目標とするまちの姿【健康課】

◇健やかにつしん宣言のもと、「予防」をキーワードにして、地域で健康づくりに取り組んでいます。

◇運動や食習慣、こころ等の健康に対する理解が深まり、多くの市民が健康づくりに取り組んでいます。

◇地域で支えあう健康づくりの活動が活発になっています。

## 主要施策

### ①生活習慣病等の予防対策の推進【健康課、保険年金課】

- 幼児期から高齢者までの様々な世代に、生活習慣病等その世代の抱える健康課題に即した情報やにっしん体操・ヘルピーストレッチ等を、学校や企業等関係機関と連携し、普及啓発を行います。
- ポピュレーションアプローチ<sup>※4</sup>として、地域等に出向き、健康教室を開催するなど、健康や健康づくりに関する知識の普及啓発を進めます。
- にっしん健康マイレージ事業を通じて、健康づくりへの関心が薄い層への働きかけを行います。
- がん検診や健康診査等により、病気の早期発見、早期治療に努めます。
- 健康診査やがん検診等を、市民の利便性の考慮や関係機関と連携し、より多くの人を受診しやすい環境づくりに努めます。
- 健康に関する指導が必要な人に対して、性別や年齢等、対象に合わせた効果的な特定保健指導<sup>※3</sup>のプログラムを作成するなど、生活習慣の改善と支援に努めます。
- 歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市民、歯科医療機関等関係者及び市の責務を明らかにし、市民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することに努めます。

#### 主な取組

- 特定健康診査、○ 後期高齢者医療健康診査、○ 特定健康診査未受診者対策、○ 特定保健指導、○ 糖尿病重症化予防、○ にっしん体操推進事業、○ がん検診推進事業、○ 歯と口腔の健康づくり推進施策

### ②家庭や地域における健康づくり活動の推進【健康課】

- 市民の健康づくりに対する意識を高め、自分のライフスタイルに合った運動や生活習慣を実践できるよう、学校、医療機関、企業等と連携し、世代ごとの健康課題に関する様々な知識や情報、健康づくりの方法の普及啓発を行います。
- 地域の健康づくり推進のため、栄養・食生活、運動に関する知識の普及啓発活動を実践する食生活改善推進員及び運動普及推進員の養成や活動支援を継続し、健康づくりを実践する市民を増やします。
- 食生活改善推進員及び運動普及推進員の活動支援や、にっしん体操スポット立ち上げ支援や体操の普及等の地域における健康づくり体制を構築します。
- 地域サロンなどの場に保健師や管理栄養士、運動普及推進員を派遣するなど、健康づくりの視点を取り入れた活動を支援する仕組みを強化します。

#### 主な取組

- 食生活健康づくり活動支援事業、○ 運動・体力づくり活動支援事業、○ にっしん体操推進事業、○ つどいの場講師派遣事業

## ③心の健康づくりの推進【地域福祉課、健康課】

●関連機関と連携を取りながら、こころの健康についての知識の普及啓発や相談事業を充実します。

主な取組 ○ゲートキーパー<sup>※5</sup>養成

## 施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019年度)	目標値	
			2025年度	2030年度
基本指標	健康だと思う市民の割合(%)	□□%	□□%	□□%
	健康に意識した取組を行っている市民の割合(%)	□□%	□□%	□□%
	健康診査などの保健予防体制に対する満足度(%)	□□%	□□%	□□%
	ストレス・悩みについて相談できる人がいる市民の割合(%)	□□%	□□%	□□%
個別指標	健康診断を毎年受けている市民の割合(%)	□□%	□□%	□□%

## 協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
○市民は、日ごろから健康づくりを行うとともに、健康診査や各種予防接種・健(検)診を受けることで、健康寿命を延ばすという意識を持ち、行動します。	○地域団体やNPO等の市民活動団体は、市民が健康に暮らせる体制整備に協力し、各種活動の機会を提供します。 ○企業は、従業員が健診、予防接種等を受ける機会を提供し、従業員が健康に働ける環境づくりに努めます。

## 関連する計画・条例

- 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)(平成30年度から令和5年度まで)
- 特定健康診査等実施計画
- にしん幸せまちづくりプラン
- 第2次いきいき健康プランにしん21(平成26年度から令和5年度まで)

## 掲載予定のデータ・グラフのタイトル

○がん検診受診率の推移,第2次いきいき健康プランにしん21(H24~H28)

## 用語の解説

- ※1 市区町村別生命表：厚生労働省により作成され、ある人口集団の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢のものが死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値などを死亡率や平均余命などの指標(生命関数)によって表したもの。
- ※2 低栄養傾向：食欲の低下や食事が食べにくいなどという理由から徐々に食事量が減り、身体を動かすために必要なエネルギーや筋肉や皮膚、内臓などをつくるたんぱく質が不足した状態のこと
- ※3 特定保健指導：特定健康診査の結果、腹囲と追加リスクの数に応じて保健指導が必要と選定された対象者に保健指導を実施して個人が目標とした生活習慣を改善すること。動機付け支援、積極的支援に分けられる。
- ※4 ポピュレーションアプローチ：疾患を発生しやすい高いリスクを持った人を対象に絞り込んで対処していく手法「ハイリスクアプローチ」に対して、対象を一部に限定しないで集団全体へアプローチすることで、全体としてリスクを下げっていく手法のこと。
- ※5 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。

## 当該施策に該当するSDGs（持続可能な開発目標）17の目標



基本目標1：健やかに暮らす（仮）

## 施策6 医療・感染症対策

～適切な医療受診の体制づくりと感染症対策を進めます～

### 現状と課題【健康課】

- 市民が健康で安心して暮らしていく上で適切な医療の確保は必要不可欠です。本市は尾張東部医療圏に位置し、第1次救急医療施設として東名古屋医師会立休日急病診療所、第2次救急医療施設の公立陶生病院、第3次救急医療<sup>\*1</sup>かつ災害拠点病院<sup>\*2</sup>の愛知医科大学病院、藤田医科大学病院、また市内には3か所の救急告示病院・診療所という救急医療体制が整備されています。
- 市内の医療機関と薬局については、心療内科を含む診療科目は充実しており、子どもが多い地域に必要な不可欠な産婦人科医院、小児科標榜施設<sup>\*5</sup>も多く、母子の医学的健康管理を担っています。また、がん患者の緩和ケア病棟を有する愛知国際病院ものが特徴的です。
- 日々の健康を維持していくためには、かかりつけ医やかかりつけ薬局が大切な役割を果たすという認識から市ではその普及啓発に努めています。また、医療機関と行政との保健・医療・福祉の連携を図るため、保健衛生会議（東名古屋医師会日進支部）と歯科保健衛生会議（愛豊歯科医師会日進支部）を開催しています。
- 日曜日・国民の祝日などの休日でかかりつけ医が開いていない時の急病の際に利用できる医療機関としては、内科・小児科を標榜している東名古屋医師会立の休日急病診療所があります。利用者数は、人口増加とともに増加傾向にあり、利用ニーズに対応するため、施設の改修、設備や人員体制の充実が必要になっています。
- けがや病気を抱えている人々の命をつなぐ上で、献血及び骨髄や臓器のドナー登録は重要であり、協力者や登録者の増加を目指して、引き続き、成人式など様々な機会を通じてその推奨を進めていく必要があります。
- 2020年に日本でも感染が広がった新型コロナウイルスを含む新型コロナウイルス等の感染症の脅威から市民の健康と命を守るためには、平常時から流行を予測し、発病・重症化や感染拡大の予防のため、市民への啓発を図るとともに、発生時には、国内外、県、他市町の状況を迅速・的確に把握し、柔軟な対応ができる体制が求められています。
- また、感染症の予防措置や災害時の危機管理においても重要な役割を果たす予防接種の重要性を周知し、乳幼児からの接種率を高く保つことが重要です。

### 施策が目標とするまちの姿【健康課】

- ◇平時のみではなく救急時であっても、安心して医療が受けられる環境があります。
- ◇新型インフルエンザ等を含む感染症の対策が整っており、移らない・移さないための生活様式が一人ひとりの市民に定着しています。

## 主要施策

### ①地域医療の充実【健康課、防災交通課、地域福祉課】

- 医療機関に関する最新の情報を保健センターガイドや市のホームページ、広報誌等へ掲載するとともに、かかりつけ医師等の普及促進に努めます。
- 市民の健康を向上するため、医療機関と行政との会議を開催するなど、医師会、歯科医師会等と連携し、医療に関する情報共有を図ります。
- 市民が、緊急時に適切な医療を受けられるよう、休日急病診療所等の環境整備、緊急医療情報の提供手段の充実を図ります。【総合戦略】
- 災害時に必要な治療が受けられるような体制づくりを進めるため、県、瀬戸保健所を通じて災害拠点病院と地域医療機関との連携支援を行います。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携し、災害時でも地域医療が活動できるような体制を整えます。
- 献血の充実、骨髄バンクドナー、臓器提供意思表示等の増加を図るため、必要な情報提供や負担軽減を図るなど、市民が制度に協力しやすい環境づくりを行います。

#### 主な取組

- 薬剤師会と災害時の医療救護活動に関する協定に基づく環境整備
- 歯科医師会との災害時の歯科医療救護活動に関する協定に基づく環境整備
- 医師会との災害時の医療救護に関する協定に基づく環境整備
- 救護所活動マニュアルの整備
- ヘルピー健康だより等健康関連情報提供
- 献血事業
- 骨髄バンクドナー等助成事業
- 救急医療体制支援事業

### ②感染症予防の推進【健康課】

- 広報、ホームページ、健康診査、相談の機会等を活用して、感染症の予防について適切な情報提供を行います。
- 接種率向上のために、予防接種の効果や副反応の理解促進と予防接種機会の情報提供に努めます。
- 結核予防のため、65歳以上の結核検診(胸部エックス線撮影)を実施し、保健所と連携し、結核予防に関する情報提供、啓発に努めます。
- 新興・再興感染症対策として、死亡率、感染率等を考慮した新型インフルエンザ等行動計画をもとに、初期発生段階からの国内外、県、他市町の情報収集、市民への迅速な情報提供を行い、市民生活の混乱を防ぎます。【総合戦略】
- 災害時における感染症予防措置として、避難所等の衛生管理、消毒、調査、医薬品の確保等を迅速に行い、保健師等による被災者に対する健康管理を行います。【総合戦略】

#### 主な取組

- 乳幼児予防接種事業
- 高齢者定期予防接種事業(肺炎球菌・インフルエンザ)
- 予防接種助成事業(高齢者用肺炎球菌・風しん)
- 風しんの追加的対策事業

### ③新型インフルエンザ等対策の推進【健康課】

- 新興・再興感染症対策として、死亡率、感染率等を考慮した新型インフルエンザ等行動計画をもとに、初期発生段階からの国内外、県、他市町の情報収集、市民への迅速な情報提供を行い、市民生活の混乱を防ぐとともに、市民一人ひとりの的確な予防行動を促します。【総合戦略】

- 災害時における感染症予防措置として、避難所等の衛生管理、消毒、調査、医薬品の確保等を迅速に行い、保健師等による被災者に対する健康管理を行います。【総合戦略】

主な取組	
------	--

## 施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019年度)	目標値		
			2025年度	2030年度	
基本指標	医療機関(医科・歯科)の数や診療科目に対する満足度(%)	□□%	□□%	□□%	
	かかりつけ医を持つ市民の割合(%)	□□%	□□%	□□%	
	夜間・休日の医療体制に対する満足度(%)	□□%	□□%	□□%	
個別指標	休日急病診療所利用回数(人口1万人あたり)(回)	□□回	□□回	□□回	
	休日、夜間の救急医療情報センターを知っている市民の割合(%)	□□%	□□%	□□%	
	年間の献血 単位数(日 進市全域)	日進市 全域	□□	□□	□□
		市役所 全体	□□	□□	□□

## 協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>○かかりつけ医をもつように努め、病気の予防や健康の維持に努めます。</li> <li>○病状に応じた適切な医療機関が選択できるよう、平常時から地域の医療情報が入手できる方法を知っておくようにします。</li> <li>○献血、骨髄ドナーバンク等に関心を持ち、協力するように努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療関係機関は、病診連携や診診連携、医福連携、市との連携など、多様な連携を進め、市民に対して安心できる地域医療の提供に努めます。</li> </ul>

## 関連する計画・条例

- 日進市地域強靱化計画
- 日進市地域防災計画
- 日進市骨髄バンクドナー等助成金交付要綱

## 掲載予定のデータ・グラフのタイトル

- 市内医療機関数:3病院<sup>\*4</sup>、63 医科診療所<sup>\*5</sup>、46 歯科診療所  
医療提供施設:40 薬局  
産婦人科、小児科標榜施設数<sup>\*6</sup>産婦人科、33 小児科標榜施設

## 用語の解説

- ※1 第3次救急医療施設:24時間救急救命センターを病院にて運営し、第2次救急医療施設では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、医療を総合的に提供する医療機関のこと。
- ※2 災害拠点病院:24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病等の受入れ及び搬出を行う病院のこと
- ※3 単位:200mlで1単位、400mlで2単位、血漿成分献血5単位、血小板成分10単位
- ※4 病院:入院ベッド数が20床以上の医療機関のこと。
- ※5 診療所:入院施設がまったくないか入院ベッド数が19床以下の医療機関のこと
- ※6 小児科標榜施設:標榜科(ひょうぼうか)とは、病院や診療所が外部に広告できる診療科名のこと。この場合、小児科診療について外部に広告できる病院のこと

## 当該施策に該当するSDGs(持続可能な開発目標)17の目標



基本目標1：健やかに暮らす（仮）

## 施策7 社会保障～適切な医療が受けられ、安心な暮らしを支援・保障します～

### 現状と課題【保険年金課、地域福祉課】

- 高齢者、障害のある人、子ども及び母子・父子家庭といった社会的、経済的に弱い立場にある人であっても適切な医療が受けられるようにするため福祉医療費支給事業を実施しています。
- 65歳以上の障害者手帳を所持している人等を対象とした後期高齢者福祉医療制度は、今後も高齢者人口の増加に伴い、対象者の増加が予想されます。また、自立支援医療（精神通院）<sup>※2</sup>受給者についても増加しており、今後市の財政負担が大きくなることが懸念されます。
- このように、福祉医療費は受給者の増加や制度拡大により毎年増加しており、市の財政負担が大きくなることから医療保険者等と連携しつつ、医療費の適正化について市民に対して啓発・周知が重要になります。
- 一方、国民健康保険は、国民皆保険制度を維持する基盤的役割を果たしています。しかしながら医療技術の高度化や高齢化の影響により、医療費が増加傾向にあり、財政運営を圧迫し、保険税（料）が増加しています。
- このため、健診などによる病気の早期発見・早期治療や医療費の適正化を図ることにより、安心して医療が受けられるよう、財政運営を安定させることが求められています。
- また、安定した医療保険制度を維持するため、保険税（料）収納率の向上を図る必要があります。納付しやすい環境を整えることが重要です。
- 国民年金制度は、少子高齢化や非正規雇用者の増加等社会全体の情勢変化に伴い、制度に対する信頼と理解を得ることが課題となっており、本市においても引き続き制度についての周知が必要です。
- 生活に困窮している人を生活全般にわたり支援するため、平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく「生活困窮者自立支援制度<sup>※1</sup>」によって生活困窮に至る前の段階からの包括支援を行っています。
- しかしながら、他の自治体と比べて生活保護世帯の割合が低い状況にあるとはいえ、保護世帯は増加傾向にあり、就労準備支援や家計改善支援、子どもの学習・生活支援など、課題の複雑多様化や相談件数の増加に対応していく必要があります。

### 施策が目標とするまちの姿【保険年金課、地域福祉課】

- ◇子ども、障害がある人、ひとり親家庭等の福祉医療費支給対象者が、安心して医療が受けられます。
- ◇保険制度について被保険者の理解と信頼が得られ、適切に運営されています。

◇全ての市民が年金を受給し、安定した老後生活を送っています。

◇生活が困窮する状態に陥った人が、生活や就労、健康面でのサポートを受け、自立に向けた生活を送っています。

## 主要施策

<b>①福祉医療制度の充実と周知【保険年金課】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども、障害がある人、ひとり親家庭等福祉医療費支給対象者が安心して医療を受けられるように、制度の充実を図ります。</li> <li>●福祉医療費支給対象者が適正な医療を受けられるようにするため、各制度の周知を行います。</li> </ul>	
<b>主な取組</b>	○子ども医療費受給制度○後期高齢者福祉医療費受給制度○障害者医療費受給制度○精神障害者医療費受給制度○ひとり親家庭等医療費受給制度○ホームページ等を利用した福祉医療費助成制度の周知、啓発
<b>②公的医療保険の適正運用と年金の周知【保険年金課・収納課】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●増加する医療費を抑制するため、医療費の適正化に努めます。</li> <li>●医療保険制度を安定して運営していくため、口座振替の推進、納付機会の拡充等により、保険税(料)の収納率向上を目指します。また、自主納付を推奨するにあたり、納付相談の充実も図っていきます。</li> <li>●皆保険制度を維持するため、適正な資格管理に努めます。</li> <li>●日本年金機構と連携し、国民年金制度の理解と適正な納付を図るため、制度の周知を行います。</li> </ul>	
<b>主な取組</b>	○ホームページ等を利用した国民健康保険制度の周知、啓発、○ジェネリック医薬品 <sup>*3</sup> 差額通知、○ジェネリック医薬品の普及啓発、○重複・頻回受診者への指導、○口座振替の推進、○コンビニ収納の実施、○休日納税相談の開催、○パソコンやスマートフォンによるキャッシュレス決済等の新しい納付方法を検討し、導入を目指す、○ホームページ等を利用した国民年金制度の周知、啓発、○年金相談の実施。
<b>③生活困窮者等の自立支援【地域福祉課、都市計画課】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮、生活保護の相談に対しては、相談内容を適確に把握するとともに、その生活支援について、個々のプライバシーに配慮しつつ、世帯の自立又は安定に向けた支援を行います。</li> <li>●生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、包括的な支援体制を強化します。</li> <li>●生活困窮者等の住宅の確保に配慮が必要な人が安心して暮らすことのできるよう、居住支援法人への支援や不動産関係団体との連携を進めます。</li> <li>●生活保護申請にかかる調査及び支給について、迅速かつ適切な処理を行うとともに、急迫性が高く金銭等による援助が適当な世帯については、社会福祉協議会での資金貸付と連動した保護を実施します。</li> </ul>	
<b>主な取組</b>	○住宅セーフティネット施策の周知 ○生活保護行政の適正な運営 ○生活困窮者等の自立支援体制の拡充

## 施策の進捗をあらわすモノサシ

指標		現状値 (2019年度)	目標値	
			2025年度	2030年度
基本指標	国民健康保険被保険者一人当たり療養諸費用額	□□円	□□円	□□円
個別指標	国民健康保険税現年収納率	□□%	□□%	□□%
	ジェネリック医薬品の使用割合	□□%	□□%	□□%
	市内におけるセーフティネット住宅の登録戸数	□□件	□□戸	□□戸

## 協働の考え方

市民の役割	地域・団体・事業所等の役割
<p>○市民はかかりつけ医・薬局を持つとともに、急病時に利用できる医療についての情報収集に努めます。</p> <p>○市民は、献血、骨髄ドナーバンク等に協力します。市民は、ジェネリック医薬品の積極的な活用等により、医療費を抑制し、保険制度の適切な利用に努めます。</p>	<p>○地域団体やNPO等の市民活動団体は、行政、病院等と協働でかかりつけ医の普及や救急医療体制についての情報提供に協力します。また、献血事業、骨髄バンクドナー登録の周知等に協力します。</p> <p>○住宅の供給者は、生活困窮者等誰もが安心して暮らせるよう、民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた理解と協力を努めます。</p>

## 関連する計画・条例

- 日進市子ども医療費支給条例
- 日進市障害者医療費支給条例
- 日進市精神障害者医療費支給条例
- 日進市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例
- 日進市後期高齢者医療に関する条例
- 日進市国民健康保険条例
- 日進市国民健康保険税条例
- につしん幸せまちづくりプラン

## 掲載予定のデータ・グラフのタイトル

○

## 用語の解説

- ※1 生活困窮者自立支援制度:生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。
- ※2 自立支援医療(精神通院):精神障害及び精神障害に起因して生じた病態の治療のため、病院又は診療所等への通院等による医療費及び薬剤費等の医療費のうち、90%を医療保険と併せて助成する制度。
- ※3 ジェネリック医薬品:先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のこと。後発医薬品ともいう。

## 当該施策に該当するSDGs(持続可能な開発目標)17の目標

